

【公営住宅法施行令一部改正の概要】

○公営住宅

《入居収入基準》政令月収 158,000 円に改訂されます（現行：200,000 円）。

また、裁量階層となる収入基準が、214,000 円に改訂されます（現行：268,000 円）。

《入居者負担額》基準となる収入分位の政令月収範囲が下表の通り改訂されます。

収入分位	現行の政令月収範囲(円)	改善後の政令月収範囲(円)
1	0 ～ 123,000	0 ～ 104,000
2	123,001 ～ 153,000	104,001 ～ 123,000
3	153,001 ～ 178,000	123,001 ～ 139,000
4	178,001 ～ 200,000	139,001 ～ 158,000
5	200,001 ～ 238,000	158,001 ～ 186,000
6	238,001 ～ 268,000	186,001 ～ 214,000
7	268,001 ～ 322,000	214,001 ～ 259,000
8	322,001 ～ 397,000	259,001 ～ 313,000
9	397,001 ～ 445,000	313,001 ～ 387,000
10	445,001 ～ 490,000	387,001 ～ 435,000
11	490,001 ～ 601,000	435,001 ～ 487,000
12	601,001 ～	487,001 ～

○特優賃等

《入居収入基準》政令月収 158,000 円～259,000 円に改訂されます（現行：200,000 円～322,000 円）。また、裁量階層となる収入基準が、487,000 円に改訂されます（現行：601,000 円）。

※地方公共団体以外（民間事業者等）が事業主体の場合には、平成 20 年度末までに供給計画の認定が行われているものについて、従来の入居資格のまま特定優良賃貸住宅としての賃貸を継続して良いとされています。

《入居者負担額》基準となる収入分位の政令月収範囲が改訂されます（上記表参照）。

※地方公共団体以外（民間事業者等）が事業主体の場合には、平成 20 年度末までに供給計画の認定が行われているものについて、新たな収入基準は適用されません。

○高優賃・都市再生機構（UR）高優賃

《入居収入基準》改訂されていません。

《入居者負担額》基準となる収入分位の政令月収範囲が改訂されます。

※地方公共団体・UR 以外（民間事業者等）が事業主体の場合には、平成 20 年度末までに供給計画の認定が行われているものについて、新たな収入基準は適用されません。